

玉川学園高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和5年(2023年)8月29日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

玉川学園高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

公の施設の名称	玉川学園高齢者在宅サービスセンター
指定管理者となる団体	東京都町田市玉川学園七丁目15番6号 特定非営利活動法人 桜実会 理事長 三浦 光利
指定の期間	2024年4月1日から2029年3月31日まで